大山町アウトドアライフ事業促進施設機械警備業務　　設計書

大山町

大山町アウトドアライフ事業促進施設機械警備業務 内訳書

一金　　円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金　　円）

内　　訳

No . 1

名　　称	品　　名	数　量	単 位	単　価	金　　額	備　　考
機械警備システム		1	月			
	【機械警備設備】 ・自動通報装置 1台 （管理室） ・空間センサー 3台 （管理室・交流スペース・物販店） ・非接触型操作端末 1台 （通用口） ・威嚇器 1台					
	【監視カメラ設備】（大山町が設置する） ・屋外カメラ 3台 （屋外正面2台、屋外通用口1台） ・監視カメラ主装置 （管理室）					
業務価格						
消費税等相当額	10%					
合　　計						

凡 例

記 号	名　　称	備　　考
NTV	NWレコーダー	
	パレットカメラ	
	機械警備主装置	別途工事
IC	ＩＣカードリーダー	別途工事
Ⓢ	空間センサー	別途工事
Ⓔ	電気錠	別途工事

注 記

1.特記なき配管配線は下記とする。

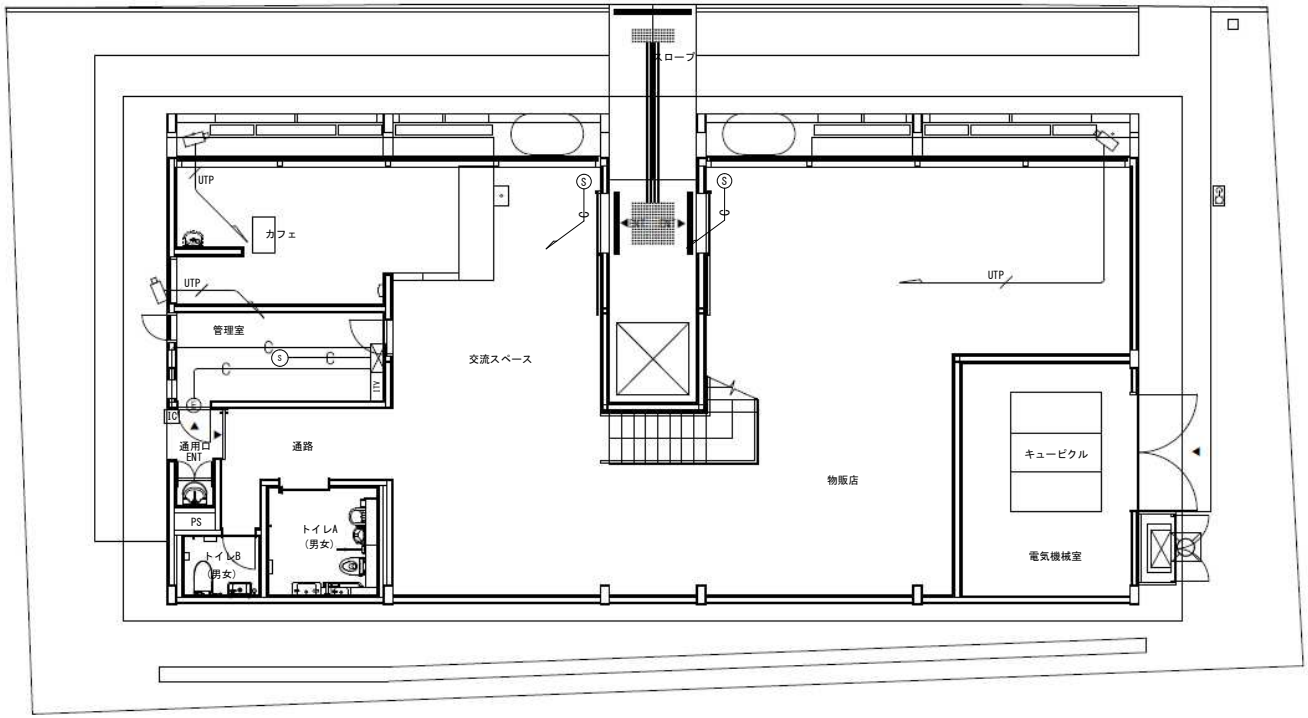
UTP ——— Cat.5e　(PF28)×1

——C——— 空配管　同入線1.2mm　(PF22)×1

——— 天井内ころがし　——— 床埋込、隠ぺい

——— 露出配管　——— 地中埋設配管配線

——— 天井隠蔽又は躯体打込配管配線



名称	
大山町アウトドアライフ 事業促進施設	

機械警備業務仕様書

１．概説

１－１　本仕様書は、大山町が管理するアウトドアライフ事業促進施設における、火災不法侵入その他の不良行為等により異常を検出した場合において、その発報した警報を受注者の警備業務用機械装置（以下「警報装置」という。）で監視し、不測の事態を早期に発見するとともに、異常事態の拡大を防止するための機械警備業務（以下「機械警備」という。）に必要な事項について規定する。

１－２　受注者は、機械警備の実施に際しては、本仕様による他、法令及び関係規則を遵守し、機械警備の実施に努めなければならない。

（１）　警備業法

（２）　警備業法施行令

（３）　警備業法施行規則

２．目的

本機械警備の目的は、次のとおりとする。

２－１　警備業務対象施設（以下「警備対象施設」という。）の警備対象時間における火災、不法侵入その他不良行為の早期発見及び事故の確認。

２－２　事故発見時の事故拡大防止及び緊急連絡先並びに関係機関への連絡通報。

３．業務名

大山町アウトドアライフ事業促進施設機械警備業務委託

４．履行期間

令和８年１１月１５日から令和１３年１１月１４日まで（５年間）

令和９年３月完成予定のため委託料は完成後から発生する。

５．履行場所

所在地：鳥取県西伯郡大山町大山４０－１１

６．入札条件

入札は月額で算定するものとする（消費税抜き）。

７．業務内容

７－１　警備方式は機械警備方式とする。機械警備方式とは、警備業法第２条第４項第５号に定義されるもので、警備対象施設に設置した警備業務用機械装置（以下「警報装置」という。）が感知した信号を、受注者の基地局に設置する機器へ送信し、その受信装置の表示により、警備員が当該施設へ急行し警備業務に当たることをいう。

７－２　警報装置の機能は、次に掲げるものとする。

（１）　発生した異常を受注者の監視センターに自動的に通報する機能。
（２）　機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能。
（３）　強力な警報音で侵入者を威嚇し、同時に周囲へ異常発生を知らせる機能。
（４）　無停電装置、予備電池等により無給電となっても一定時間作動する機能。
（５）　既設の自動火災報知機との接続による火災等の異常を監視する機能。
（６）　既設の電気錠制御盤との接続により入室時の開錠操作を連動する機能。

７－３　警備対象時間は、次に掲げるものとする。
（１）　警報装置から警備開始信号を受信した時に警備を開始し、警報装置から警備解除信号を受信した時に警備を終了する。
（２）　火災監視は常時対応とする。（２４時間）

７－４　警備内容は、次に掲げるものとする。
（１）　侵入・火災の異常状態の感知と拡大防止のための必要な措置。
（２）　異常発生受信時の急行および現地確認。
（３）　事故確認時における緊急連絡先および関係機関への連絡通報。
（４）　その他警備に関し必要な業務。

７－５　警報装置の仕様及び留意事項
（１）　警報装置は、受注者の所有に属する。
（２）　侵入及び火災を感知させる各センサーは、別紙図面のとおり配備すること。
（３）　警備範囲設置機器は次のとおり
【機械警備設備】
・自動通報装置　１台　（管理室）
・空間センサー　３台　（管理室・交流スペース・物販店）
・非接触型操作端末　１台　（通用口）
・威嚇器　１台
【監視カメラ設備】（大山町が設置する）
・屋外カメラ　３台　（屋外正面２台、屋外通用口１台）
・監視カメラ主装置　（管理室）
（４）　自動通報装置は、その機器自体で警備開始及び解除操作を行う機能を有するものもしくは、非接触型のICカード又はタグで操作可能なもので、スキミング不能なものとし、それが識別可能であり操作履歴が記録されるものとする。

７－６　基地局との通信に使用する主回線は、NTT(株)一般加入回線、インターネット回線または同等の性能および信頼性を有する回線を使用し、通信回線の異常監視は受注者の警備装置により行われるものとする。

８．警報装置の設置等
８－１　設置・撤去等
（１）　設置並びに撤去に係る費用及び原状回復に係る費用は受注者の負担とする。
（２）　対象施設の増改築等により既設の警備装置の移設及び変更等の必要が生じた場合の費用は、双方協議して決定する。

８－２　受注者は、設置された警報装置の機能を保全するため、定期的に警報装置を点検し、装置の機能を確認するとともに円滑に運用できる状態にしておく。

９．警報装置の取扱説明

警報装置設置後は、速やかに施設担当者と日程等の調整を行い、適切な警備が遂行出来るように取扱説明を行う。

１０．鍵の預託

発注者は、警備実施に必要な鍵をあらかじめ受注者に預託するものとし、受注者は預託された鍵を厳重に保管し取り扱うものとする。